



北杜市食と農の杜づくり推進計画 （北杜市食育推進計画）

～みつめよう！食の原点～

平成27年2月
北 杜 市

はじめに

「食」は、私たちが健康で豊かに生きていくために欠かせないものであり、食について考えることは、それを育む農業や自然環境に関わる問題だけでなく、健康・長寿に関する問題などを見つめなおす機会となり、豊かな地域社会の構築には欠かせません。

しかしながら、戦後の社会・経済状況の変化に伴い、大量の食糧を輸入に頼り、その一方で、多くの食品を廃棄するという結果に陥っており、世界に通じる「もったいない」という、物を大切に作る精神が今日において薄れてきています。また、生産者と消費者との物理的、精神的距離が離れた結果、食は、「動植物の命を受け継ぐということ」、「生産者をはじめ多くの方々の苦労や努力に支えられている」ということを実感しにくくなっています。

このようなことから「食」やその原点となる「農」への関心を高めること、食や農に関する知識や感謝の心を養うことだけでなく、生涯にわたり市民一人一人が健康に暮らし、地域の絆を保ち続けるためにも今日において注目を集めている「食育」は、とても重要なものであります。

本市は、日本を代表する山々とその雄大な自然に囲まれ、日本一の日照時間や日本名水100選に選出された三つの清流に代表される豊富な水資源など、豊かな自然環境を誇っており、この自然環境の中で生産されている『コシヒカリ』は、日本穀物検定協会が実施する“米の食味ランキング”で、平成17年から平成21年までの5年連続をはじめ、平成24・25・26年度と、過去8回にわたり最高ランクの「特A」に選ばれました。特に、平成17・20年産米は全国一の得点を獲得し、文字どおり“日本一おいしいお米”の称号をいただいた地域であります。

こうした本市の特性を生かしながら、人と自然と文化が躍動する環境創造都市として、この豊かな自然資源を保全し、次世代へ残すことが私たちの最大の使命であることから、食育と食を支える農に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するために、「北杜市食と農の杜づくり推進計画」を策定いたしました。

今後は、この推進計画に基づき、市は全力をあげて「食と農の杜づくり」を進めてまいります。市民の皆様、関係者の皆様にも、このまちづくりの主役として積極的に取り組みにご参加いただき、共に「みつめよう 食の原点 食と農の杜づくり」を全国に発信し「一流のいなかまち」の実現をめざしてまいりますので、市民の皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年2月

北杜市長 白 倉 政 司

目 次

はじめに

第1章	食と農の杜づくり推進計画の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進体制	3
第2章	食と農をめぐる現状と課題	4
1	本市の概要	4
2	食と農を取り巻く現状と課題	4
第3章	食と農の杜づくり推進の基本的な考え方	10
1	基本理念	10
2	取り組みの基本方針	11
3	計画の推進体系	12
4	推進に向けた役割	13
第4章	食と農の杜づくり推進の展開	14
1	豊かな人間形成の推進	14
2	健康の推進	18
3	食文化及び農文化の継承	23
4	地産地消の推進	27
5	循環型社会形成の推進	32
6	安全で安心な食生活の推進	35
7	食育推進活動の充実	36
第5章	食と農の杜づくり推進計画の推進体制及び進捗管理	37
1	計画の推進体制	37
2	計画の進捗管理	37
3	計画の推進目標	38
参考資料		39
1	食育基本法	39
2	北杜市食と農の杜づくり条例	46
3	北杜市食育・地産地消推進協議会設置要綱	52

第1章 食と農の杜づくり推進計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年、私たち日本人の「食」を取り巻く環境は大きく変化しています。

食の原点となる農業は、経済の発展などにより、後継者の他産業への流出による担い手不足、農家の高齢化から耕作放棄地も拡大しています。また、多くの食糧を海外輸入に依存し、国内の食糧自給率は昭和40年の73%から、近年では40%前後と大きく低下しています。

一方、食についても、海外からの輸入農産物の増加に伴い、ご飯よりパンや麺を好む人が増えるなど食の欧米化が進み、コンビニエンスストアやファミリーレストランなどが増え便利な社会になり、食生活の乱れや栄養の偏り、様々なコ食（個食・濃食・粉食など）の問題、飽食の時代と言われる一方で朝食を欠食するなど、食環境、食生活の変化から肥満や生活習慣病等が増加する社会的な問題が起きています。

そのため、今日ほど「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められている時はありません。私たちが、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、自らの食生活について考え、「食」の安全についても深く認識するとともに、地域の豊かな味覚や伝統的な食文化、さらには、日本の「食」そのものを守り、継承していくことが重要になっています。

国は、「食育基本法」を施行し、食育を国民運動として推進することとし、平成23年度からは「第2次食育推進基本計画」を実施しています。また、山梨県においても、平成23年8月に「第2次やまなし食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。

こうしたことから、本市においては平成24年4月に「北杜市食と農の杜づくり条例」を施行しました。この条例を踏まえ、市民が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会を実現することを目指し、「北杜市食と農の杜づくり推進計画」を策定します。

食育とは

食育とは、国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みのことです。

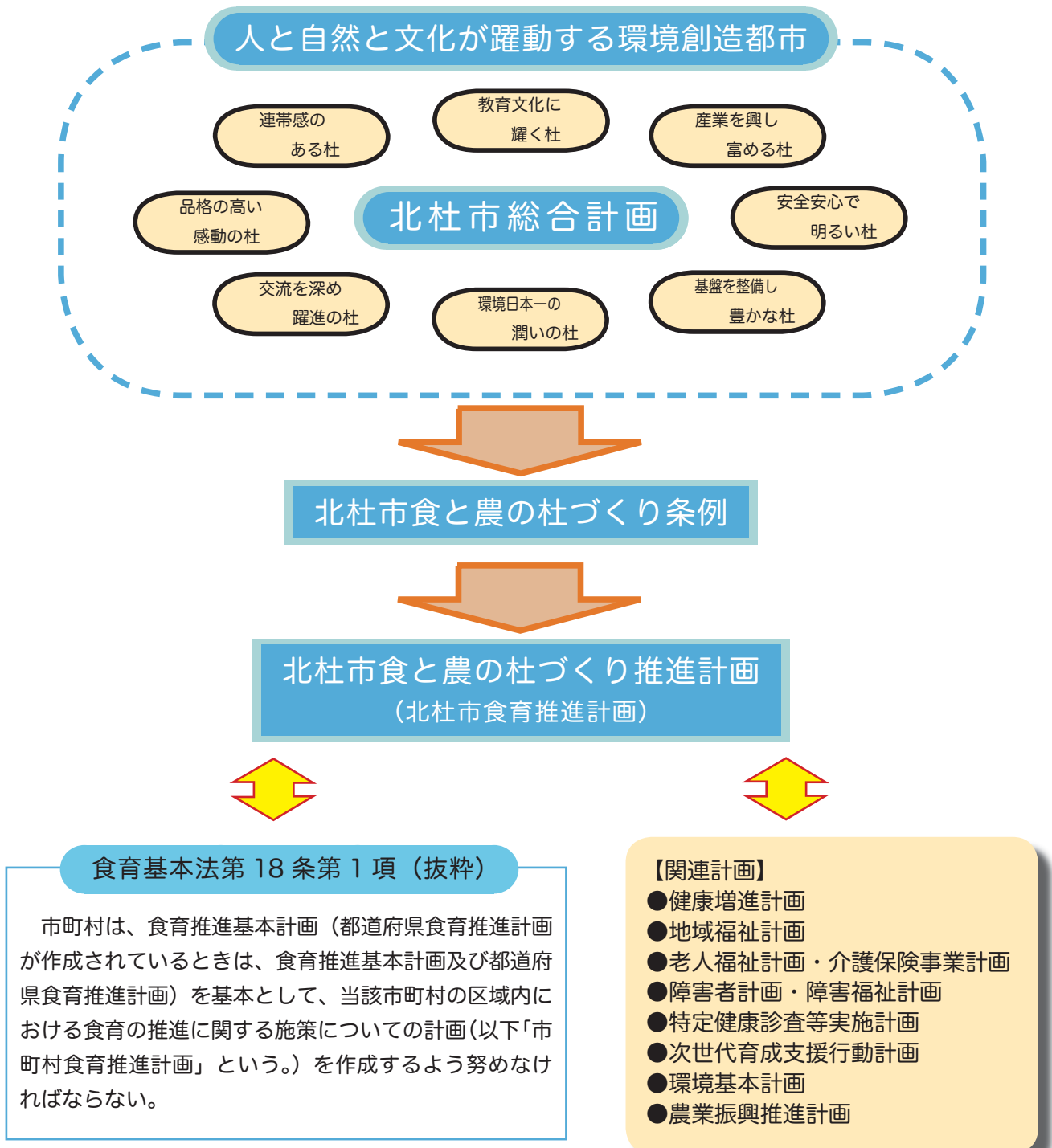
食育基本法では、食育を、

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの
 - ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
- と、位置づけています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「北杜市食と農の杜づくり条例」第9条に基づき策定したもので、「北杜市総合計画」の下位計画に位置づけます。

なお、この推進計画は食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」に該当するものです。

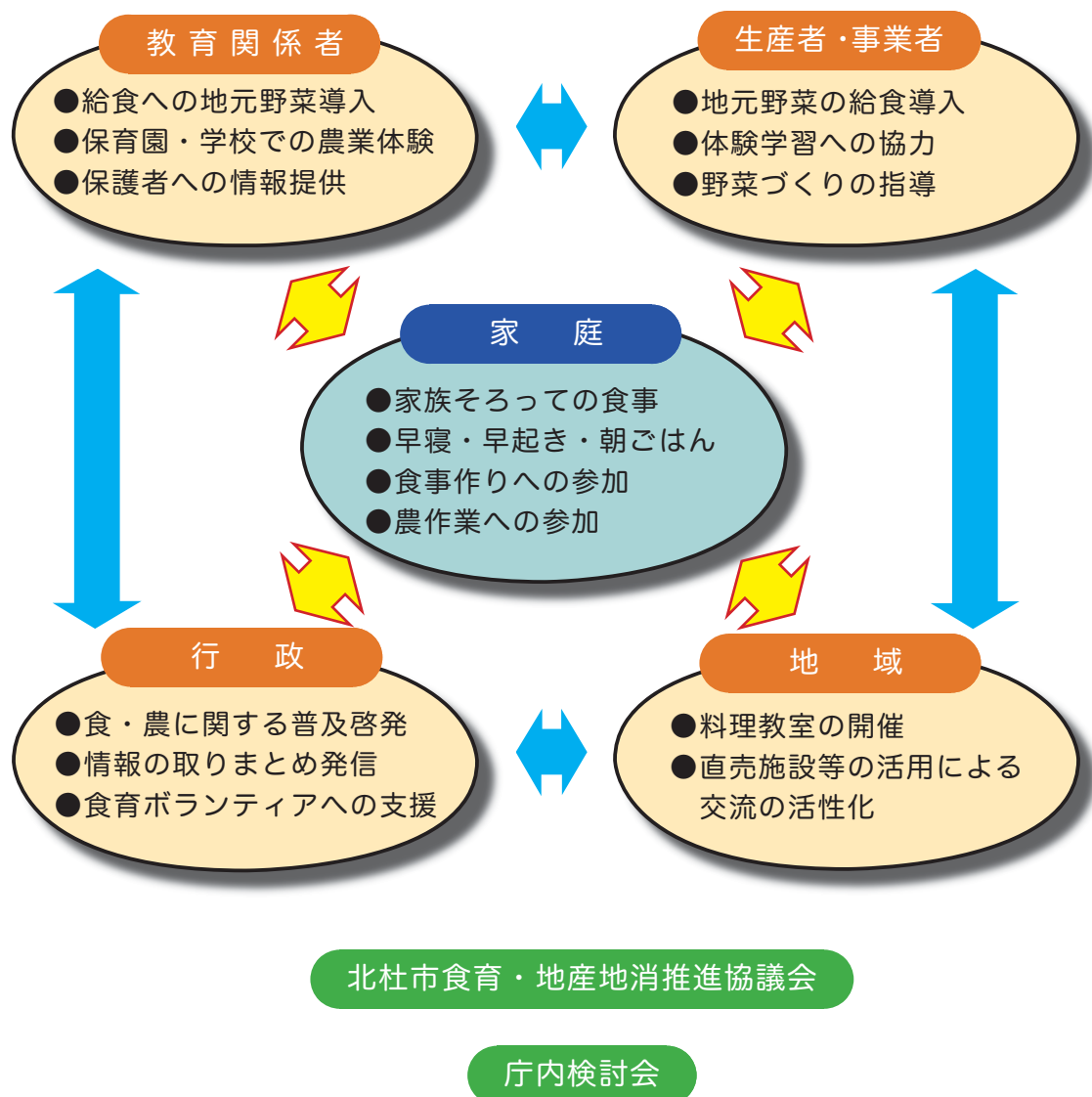


3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の推進体制

行政、市民、教育関係者、生産者及び事業者が、それぞれ食と農の杜づくりの主体であることを自覚して、相互理解と協力のもと、協働により推進していく体制を整備します。



第2章 食と農をめぐる現状と課題

1 本市の概要



北杜市は、山梨県・甲府盆地の北西部に位置し、北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山（みずがきやま）などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれており、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、長い日照時間など、豊かな資源に恵まれた地域です。

また、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、県立南アルプス巨摩自然公園などの自然公園を有し、全国有数の美しい自然環境を有する地域であります。

平成16年11月1日に峡北地域の明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村の7町村が合併し、人口4万4千人の市として「北杜市」が誕生、その後、平成18

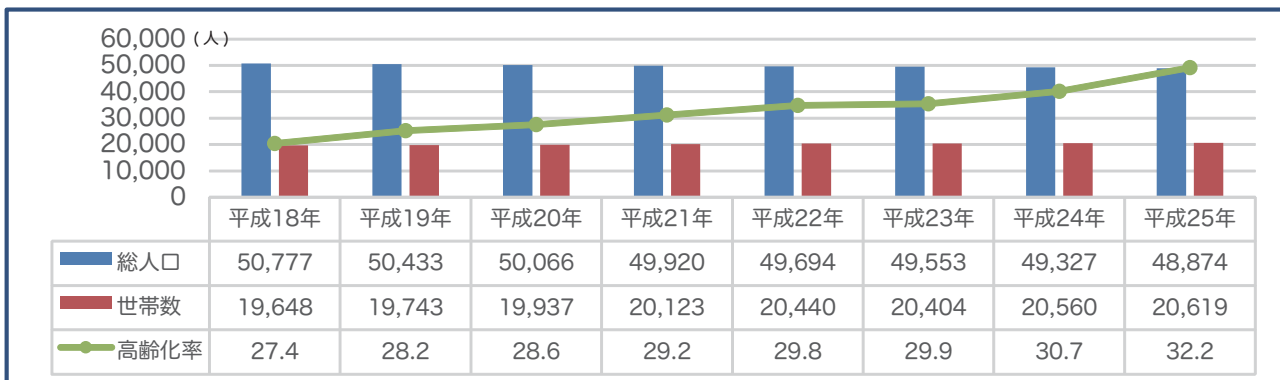
年3月15日に小淵沢町と合併し、人口5万人の新「北杜市」がスタートしました。

2 食と農を取り巻く現状と課題

1 人口構成の推移

市の高齢化率は30%を超え、年少人口は20年前の約1/2に減少して少子高齢化が進んでいます。同時に核家族の増加により、郷土食や食文化の伝承を日常生活の中で行うことが難しくなっています。

■人口と世帯数の推移

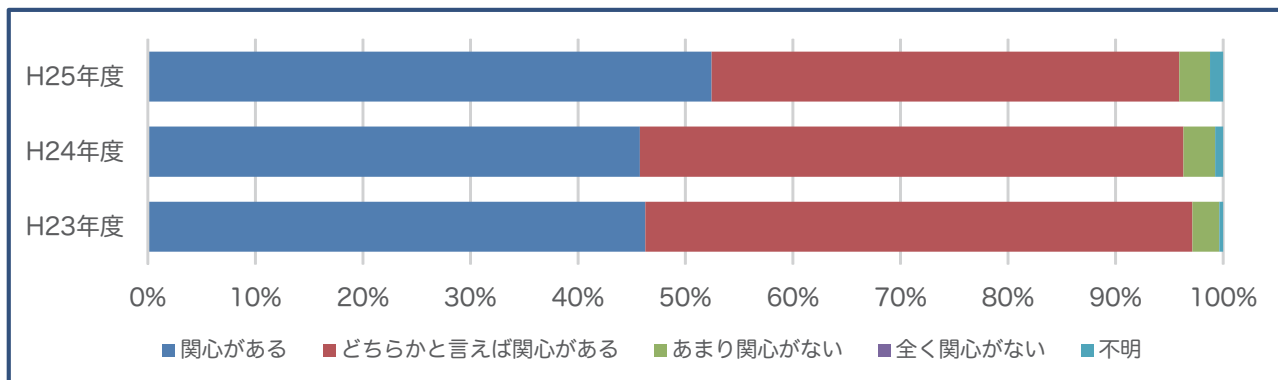


2 「食育」への関心度

市内保育園年長児の保護者への調査では、子どもの健康に大いに関心のある世代であり、「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」と回答した方は全体の90%以上を占めています。また、この傾向については、ここ数年ほとんど変化は見られません。

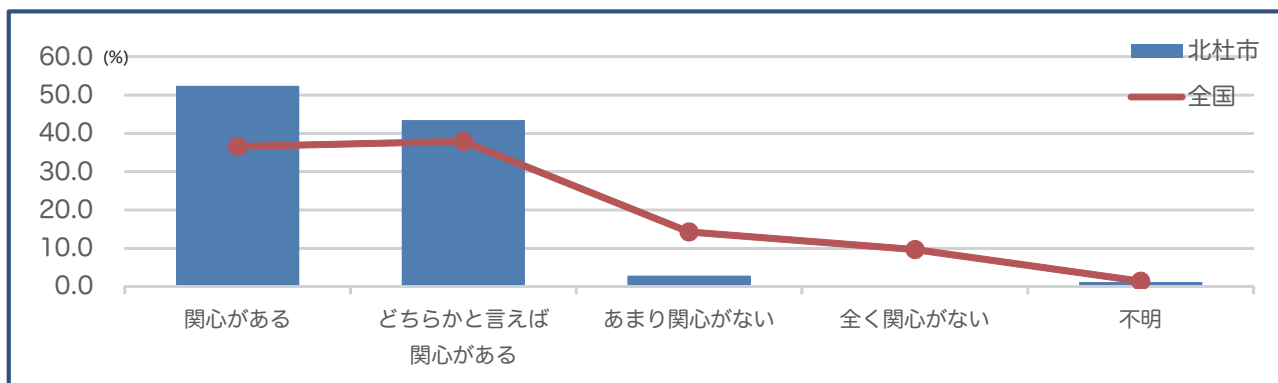
一方、全国のデータと比較すると、対象者の幅が広がるため、「関心がない」と回答する方も全体の1/4近くになっており、「食育」が子どもだけのものではないことを、より広く周知する必要があります。

■食育への関心度



資料：平成23～25年度 北杜市おやこ食育教室調査

■関心度の全国との比較



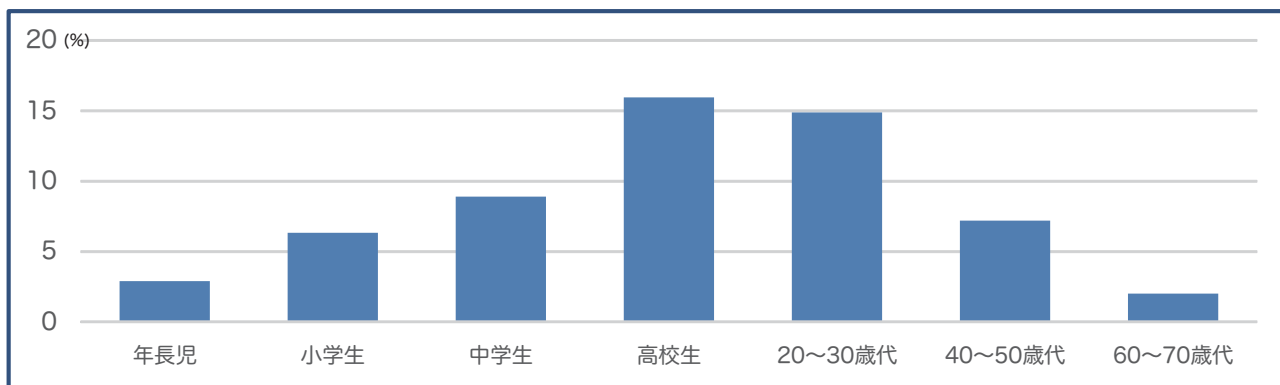
資料：平成25年度 内閣府「食育に関する意識調査」

3 朝食の摂取状況

朝食摂取の必要性については、市民全体に浸透してきており、小学生までは90%以上を保っているものの、中学生からは徐々に減少していき、20代男性では85%程（平成24年国民健康栄養調査では70%）になっているため、若い世代への普及・啓発がまだ不足していると考えられます。

保育園児の調査からも、園児の欠食はほとんど見られませんが、その保護者世代の20～30代では5人に1人の欠食が見られ、20代男性と同様に積極的な普及・啓発が必要といえます。また、保護者の姿を見ながら成長する子ども達の手本となるよう、保護者自らも欠食をなくすような努力が必要です。

■朝食の欠食状況

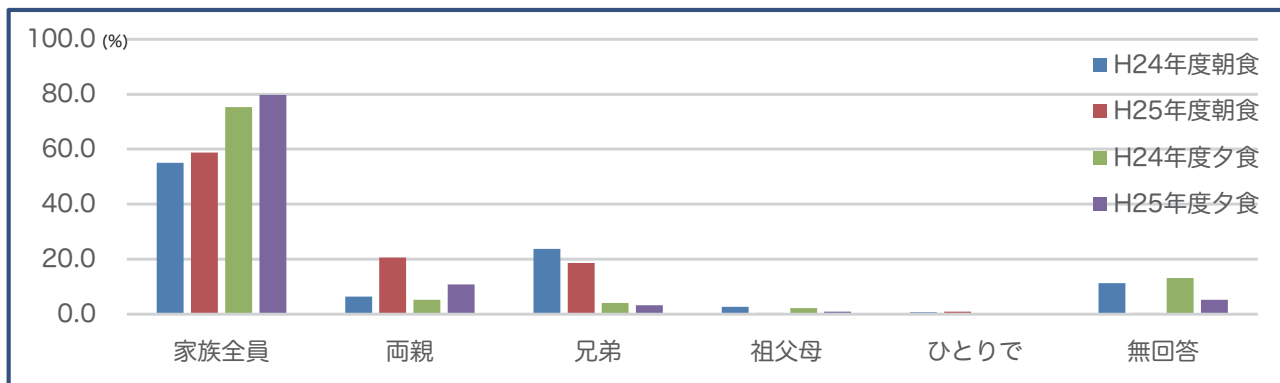


資料：平成25年度 山梨県新体力テスト健康実態調査結果
平成25年度 北杜市おやこ食育教室調査・北杜市総合健診問診より

4 共食の状況

朝食・夕食共に家族全員で食卓を囲む家庭が増加しており良い傾向になっています。しかし、忙しい朝は兄弟だけで食事をする姿も多く見受けられ、保護者世代の朝食欠食と関係があることが伺えます。数人ではありますが、ひとりで朝食を食べている子どもも毎年存在している状況です。

■園児の共食の状況



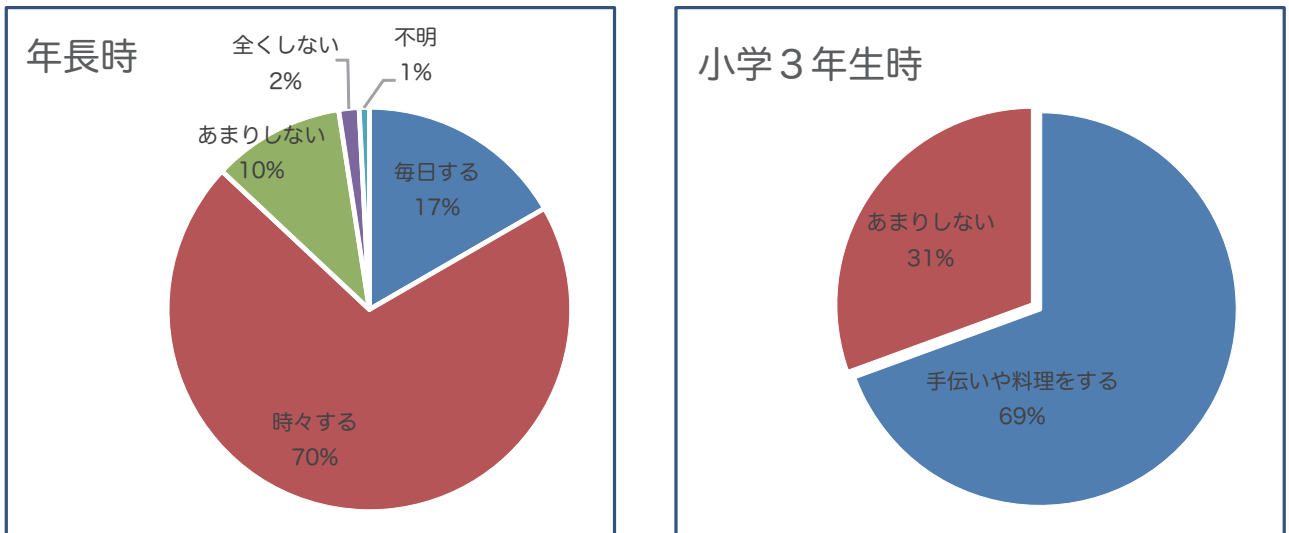
資料：平成24・25年度 北杜市おやこ食育教室調査

5 食事作りへの参加（食への関わりの様子）

保育園児の家庭でのお手伝いについての推移をみると「時々する」「毎日する」を合わせて約85%で、この数値はここ数年大きな変動はありません。保育園の5歳児で「おやこ食育教室」を開催し、全員が調理をする機会を提供しています。その中で「家庭でお手伝いを全くしない」と回答している保護者からも「もっとお手伝いをさせたい」「子どもと一緒に調理をしようと思う」という意見をいただいております、今後家庭でも調理をする機会が増えることが期待されます。

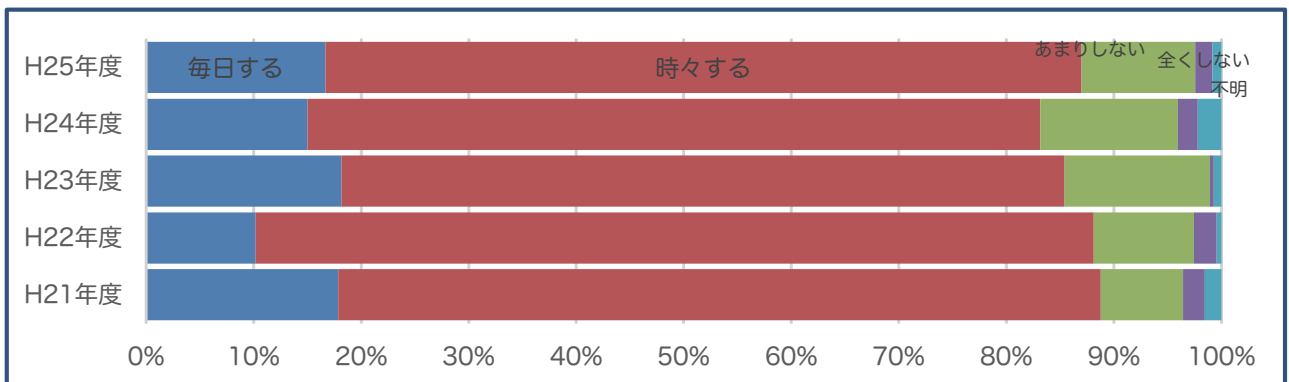
保育園での調理体験が基礎となり、小中学校、高等学校での食事作りが自らの生活全般をより良いものにしていくと考えられます。小学3年生への聞き取り調査では、食事作りやお手伝いをあまりしないと回答した子が30%と、年長時の倍になっていることから、就学後の関わり方についても検討する必要があります。

■食への関わりの様子



資料：平成25年度 北杜市おやこ食育教室調査・小学3年生食育事業聞き取り調査

■家庭での調理に関するお手伝い



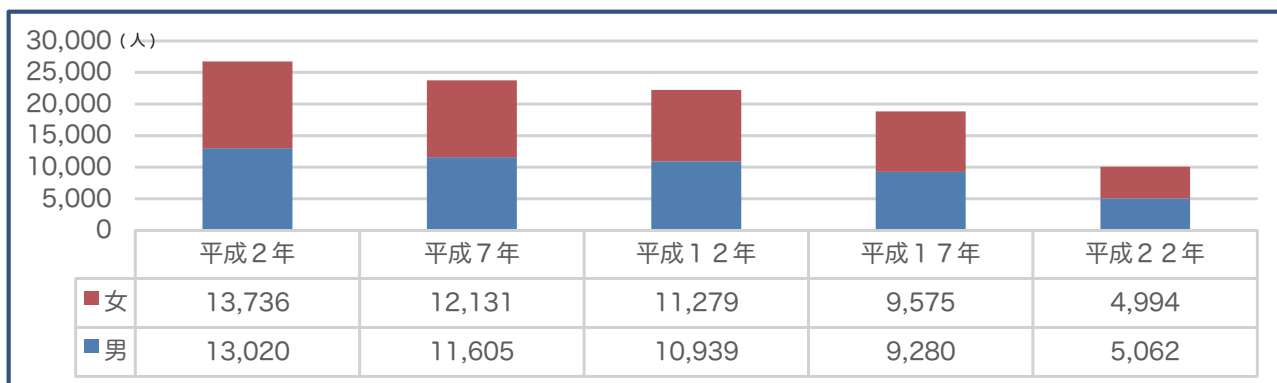
資料：平成25年度 北杜市おやこ食育教室調査

6 農業の状況

北杜市の農業は、生産者のたゆまぬ努力により、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになりました。その水稻を中心として、野菜、花き、畜産等の特色ある産地を形成し、豊かな郷土の食文化を作り上げてきました。

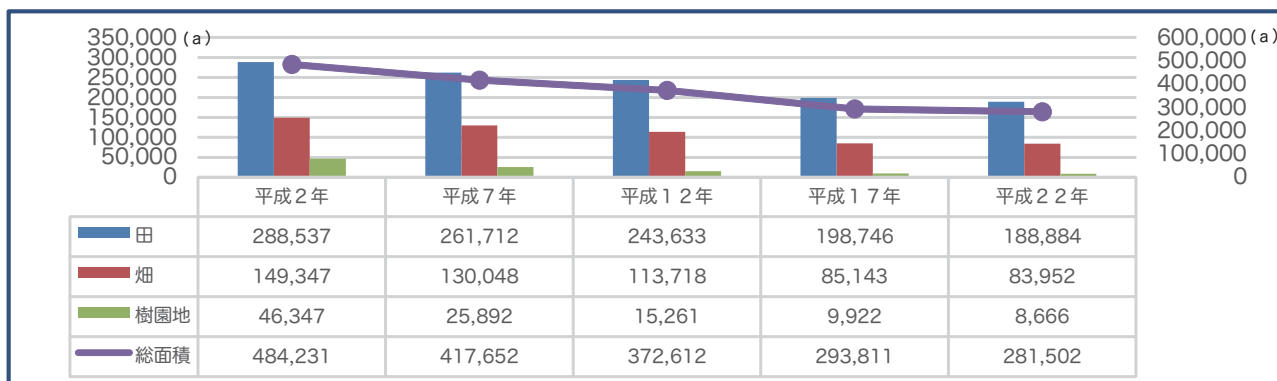
しかしながら、本市の農業は、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農業従事者の減少・高齢化が進行しており、農業構造のぜい弱化が進んでいる状況にあります。

■農業人口の推移



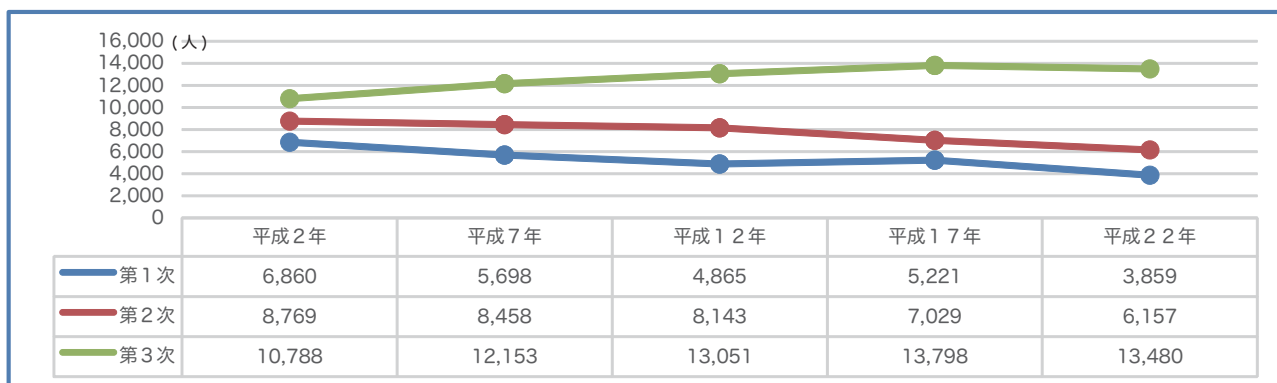
資料：農林業センサス

■経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

■産業別就業人口の推移



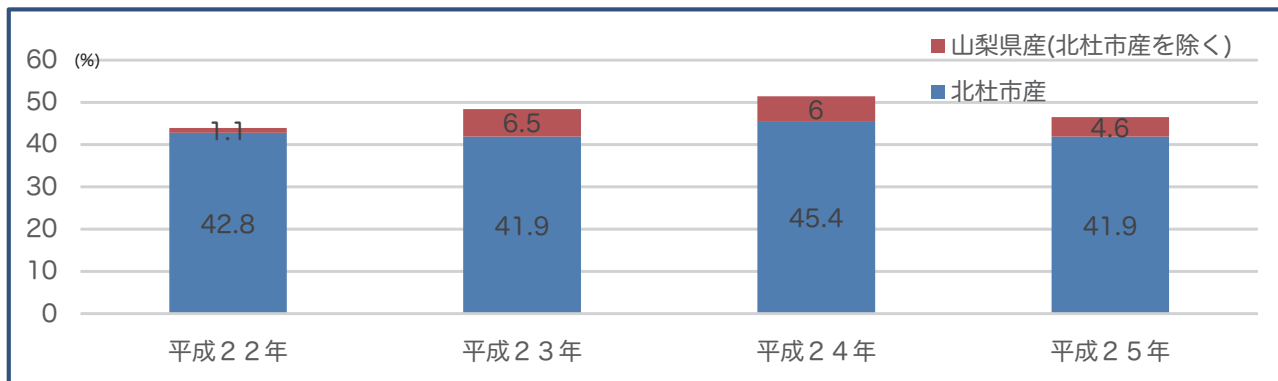
資料：農林業センサス



7 学校給食での地産地消の状況

北杜市では、市の特産品である米をはじめ、じゃが芋・にんじん・玉ねぎ等の保管可能な野菜、旬の野菜を市内の農家の協力を得て給食で利用しています。各学校で給食感謝祭を催し、児童生徒と農家との交流を図り、安全安心な食材の利用に繋げています。

■学校給食における北杜市産食材の利用割合



第3章 食と農の杜づくり推進の基本的な考え方

1 基本理念

スローガン

～ み つ め よ う ! 食 の 原 点 ～

基本理念

- (1) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること並びに食及び農に関わる様々な人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるような体験活動等を通して、豊かな人間形成に資する取り組みであること。
- (2) 市民一人ひとりが、食についての意識を高めるとともに、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進を図る取り組みであること。
- (3) 日本の伝統的な食文化及び農文化を次世代に受け継いでいく取り組みであること。
- (4) 生産者及び消費者との交流が図られることにより、地産地消への理解が深められ、地域の活性化に資する取り組みであること。
- (5) 市民一人ひとりが生産から消費に至る過程における環境への負荷について知識を深め、環境に配慮した生活を営むことにより、自然環境の保全及び循環型社会の実現に資する取り組みであること。
- (6) 市民一人ひとりが食品の安全性をはじめとする食に関する知識及び食を選択する力を習得するため、市と国、県及び関係機関との積極的な情報交換又は意見交換に資する取り組みであること。
- (7) 食及び農の学習並びに体験活動を通して、地域内外の交流を図るとともに、専門的知識を備えた人材を活用した食育活動の充実に資する取り組みであること。

「食」は、私たちの「いのち」の源であり、生きることにつながります。生きることは、元気で楽しくいきいき生活をするのであり、そのために、良い食習慣を身につけることが大切です。

食と農の杜づくりは、市民一人ひとりが食や農の意義や必要性など理解し主体的に取り組むことが大切です。また、食と農の杜づくりを推進するには、家庭が食育を実践する場として中心的役割が果たせるよう、家庭や地域で、相互の支え合いや協力をしながら食育活動を継続的に行っていくことが求められます。限られた資源の中で、食と農の杜づくりを継続的に推進していくためには、行政のみならず、保育園、学校、生産者、事業者等が連携を図りながら取り組まなければなりません。食育の取り組みを家庭や地域に広げ、食育を通じて健全な心身を培い、豊かな人間性を育みながら、楽しく生き生きとした人生を送ることができるよう、スローガンを「みつめよう！食の原点」としました。

2 取り組みの基本方針

本計画は、基本理念を踏まえて、長い歴史に育まれた豊かな大地と人々の営みにより形づくられた食文化・農文化を尊重し、次の7つの基本的施策により食と農によるまちづくりを進めます。

I 豊かな人間形成の推進

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を推進するため、身土不二^{※1}を重んじた体験活動等を行い、それらの体験を通して知産知姓^{※2}を推進します。

II 健康の増進

市民が望ましい生活習慣を形成することができるよう、食と健康に関する情報提供、健康管理に関する指導等を行うなど、食と健康の関係を重視した取り組みにより、望ましい生活習慣の確立を図ります。

III 食文化及び農文化の継承

地域の食材を活用した郷土料理や伝統食など、本市ならではの食文化のすばらしさを再認識するとともに、長い歴史の中で、営まれてきた農文化を次世代に継承する取り組みを行います。

IV 地産地消の推進

地産地消を推進するために、生産者と消費者の農業体験等の活動に対しての支援、地産地消の活動となる人材の育成、学校給食等へ市内の農林畜産物を優先的に使用するなど、地域の農林畜産物の利用促進を図ります。

V 循環型社会の実現

食を支える豊かな大地を守るため環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、資源循環を促し、環境に配慮した行動について啓発、環境に配慮した農業を進め、自然環境と農地の保全に取り組みます。

VI 安全で安心な食生活の推進

市民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報提供を行います。

VII 食育推進活動の充実

様々な分野における相互の連携を促進し、効果的・総合的な食育の推進を図ります。

※1 身土不二(しんどふじ) … 明治時代に石塚左玄ら食養会が唱えた。人は、生まれ育った環境と密接な関係にあり、その環境から採れた物を食べることが最も体に良いという考え方。

※2 知産知姓(ちさんちしょう) … 地元で生産された農林畜産物を知り、それらを生産する農業者を知るという意味の造語。

3 計画の推進体系

本計画は、基本理念を実現するために、次のとおり構成します。

スローガン	めざす姿		基本的施策（※）			
	大項目	小項目	産業	健康	教育	環境
みつめよう！食の原点	I 豊かな人間形成の推進	①料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保 ②しつけや家庭教育による食に関する感謝の念や理解の醸成			● ●	
	II 健康の推進	①バランスのとれた食事への改善 ②規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践		● ●		
	III 食文化及び農文化の継承	①日本型食生活の再認識と食料の確保 ②伝承料理等食文化の伝承 ③食の礼儀作法の習得 ④農業体験等を通して農文化の伝承		●	● ● ●	
	IV 地産地消の推進	①地産地消・知産知姓の推進 ②地産地消する店舗等の促進 ③意欲ある担い手の確保・育成 ④特産品の産地化の推進 ⑤生産者と消費者との交流促進	● ● ● ● ●			
	V 循環型社会の実現の推進	①豊かな自然環境を創造する活動の推進 ②環境教育の推進 ③環境にやさしいエコライフの実践				● ● ●
	VI 安全で安心な食生活の推進	①食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実			●	
	VII 食育推進活動の充実	①関係分野の連携を促進	●	●	●	●

基本的施策（※）

産業・・・産業の発展 健康・・・健康及び生きがいの増進 教育・・・教育及び伝承

環境・・・環境の保全

4 推進に向けた役割

本計画は、市民生活の基本に関わるものであるため、その推進にあたっては、市民の十分な理解と主体的な行動が不可欠です。

また、食に関する諸活動は、食の生産から消費にわたる様々な場面で、行政をはじめとする多様な事業主体により進められていますが、全市的な取り組みとするためには、市民、教育関係者、生産者及び事業者等が食と農の杜づくりを担う一員であることを自覚し、主体的な参画と協働により取り組みを進めます。

行政の役割

- ◆ 食と農の杜づくりに関する基本的な施策を策定し、計画的に実施します。
- ◆ 地域の特性をいかすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な取り組みに努めます。
- ◆ 市民、教育関係者、生産者及び事業者等の自発的な取り組みを支援します。
- ◆ 市民、教育関係者、生産者及び事業者等との協働により食と農の杜づくりを推進します。
- ◆ 食と農の杜づくりに関する啓発活動及び情報の提供を行い、市民、教育関係者、生産者及び事業者等の理解を得るよう努めます。

市民の役割

- ◆ 食と農の杜づくりに関する知識・適切な判断力を養うよう努めましょう。
- ◆ 市が実施する施策に協力するよう努めましょう。
- ◆ 健全な食生活の実現に努めましょう。
- ◆ 家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう必要な指導を行うよう努めましょう。

教育関係者の役割

- ◆ 積極的に食育を推進するよう努めましょう。
- ◆ 専門的知識をいかし、主導的な役割を果たすよう努めましょう。

生産者の役割

- ◆ 農業に関する様々な体験機会の提供や消費者との積極的な交流を図るよう努めましょう。
- ◆ 教育関係者等と相互に連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めましょう。
- ◆ 食料の安全を確保し、消費者が安心して消費できる食料の生産及び供給に努めましょう。
- ◆ 環境に配慮して農林畜産物を生産するよう努めましょう。

事業者の役割

- ◆ 市が実施する施策に協力するよう努めましょう。
- ◆ 事業者等の活動が地域社会への貢献及び発展につながるよう努めましょう。
- ◆ 食に関する幅広い情報提供を行うとともに、安全性の高い食品の提供に努めましょう。
- ◆ 地元の農林畜産物を積極的に使用するよう努めましょう。
- ◆ 環境に配慮して事業を行うよう努めましょう。

第4章 食と農の杜づくり推進の展開

本市における課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、第3章で示した7つの基本的施策を達成するため、具体的に進める方策について示します。

1 豊かな人間形成の推進

現在、家族と暮らしていても一人で食事をする「孤食」や家族一緒に食卓を囲んでいるのに別々の料理を食べる「個食」が見受けられます。「食」を通じたコミュニケーションは、「食」の楽しさを実感し、豊かな心を育むことができると考えられるので、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がけることが必要です。

また、食べ物のありがたさ、尊さを知るためには、子どもの頃から食物に触れ、作ることの大変さ、多くの人の苦労や努力によって支えられていることを実感することが重要です。豊かな心を育むため、交流の機会や体験学習の場の充実を図ります。

1-① 料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保

◆家族団らんの機会の充実

食事を家族全員でそろってとるなど家族団らんの場を作ることは、食を楽しむ家族関係を円滑にするために重要です。しかし、家族それぞれが日々忙しい生活の中で、家族そろっての食事は難しくなっているのが現状です。

本市は、豊かな自然の恵みを最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになったことから、この豊かな自然と“農”に対する汗に感謝しながら、健康な暮らしの第一歩である“朝ごはん”を市民が毎日欠かさず食べ、満ちあふれた自然の恵から学び、そこから生まれる食に関心を持ち、生涯にわたりみんなが健康で暮らすことで、家族はもとより市民相互の絆を保ち続けることを願い「おはよう！！朝ごはん宣言」を行いました。そこで、この宣言の普及拡大を推進します。

具体的な取組

○ おはよう！！朝ごはん宣言の推進

地場農畜産物を使用した朝ごはんメニューを募集し、コンテストの開催やホームページへの掲載等、「おはよう！！朝ごはん宣言」の普及啓発に努めます。

【食と農の杜づくり課】

② 「食育月間」の啓発

食事バランスガイドの普及や野菜摂取のすすめなどを普及啓発します。

【食と農の杜づくり課】

◆食を通じた交流機会の充実

大勢で料理をつくる喜びや絆の大切さを実感するため、親子や地域、世代間において食を通じた交流の機会を充実します。

また、地域で開催される行事・イベントにおいて食をテーマに取り上げ、食を通じた地域交流の機会を増やし、市民の関心を高めます。

具体的な取組

- 食育推進事業（キッチン事業）の開催

保育園において親子食育教室を開催します。

【食と農の杜づくり課】【健康増進課】

- 市民向け料理教室の開催

旬の野菜などの食材でつくる料理教室を開催します。

【健康増進課】

- 地域行事・イベントにおける食を通じた交流機会の充実

健康福祉大会・子ども環境フェスタ等で食育の啓発を行います。

【食と農の杜づくり課】【健康増進課】

- 保育園児料理教室の開催

保育園児（年長）を対象に料理教室を開催します。

【子育て支援課（保育園）】

1-② しつけや家庭教育による食に関する感謝の念や理解の醸成

◆教育ファーム（農業体験）の推進

農業体験によって、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること、また、農産物の「旬」や季節の移り変わりを全身で感じるなど、「五感」を刺激することで、食の原点となる農への関心度を高め、健康な子ども、心豊かな子どもの成長につながることを目的として、市・保育園・学校・生産者等が主体となり、食の生産に関する一連の体験の機会を提供します。

具体的な取組

○ 教育ファーム事業の実施

小学生・保育園児対象の教育ファームを実施します。

【食と農の杜づくり課】【子育て支援課（保育園）】【教育総務課（小学校）】

◆保育園、小中学校等における食育の組織的な推進

保育園、小中学校等において、食育をテーマに年間活動計画を策定し、教育活動全般において食育を意識した教育を推進します。

具体的な取組

○ 食育年間活動計画の策定

保育園、小中学校等において、食育を意識した教育の年間活動計画を策定します。

【子育て支援課（保育園）】【教育総務課（小中学校）】

○ 原っぱ教育の推進

小中学校における農業体験の充実を図ります。

【教育総務課（小中学校）】

◆家庭教育の支援の充実と食育を学ぶ機会の充実

楽しく食事をする事の大切さや規則正しい食事、食事時のしつけ、箸の使い方などを習得するため、様々な機会を通じて家庭教育の支援を充実します。

また、食事に関連したテーマの講座を行い、食育を学ぶ機会を充実します。

具体的な取組

- 食育の内容や献立の情報提供
子育て情報サイトでレシピ等を紹介します。

【子育て支援課】

2 健康の推進

人が健康で豊かな人間性を育むためには健康な食生活が必要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においてもあてはまることです。

このため、子どもだけでなく胎児期から高齢期までのすべての世代において、バランスのとれた食生活、規則正しい食生活の実践を促進します。

また、丈夫な骨づくりは老後の健康的な生活には欠くことができないことから、骨量を増やす・保つための栄養・生活指導を実施します。

2-① バランスのとれた食事への改善

◆保育園・小中学校及び保護者に対する栄養・生活指導の推進

子どもやその保護者が、様々な体験やしつけを通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

具体的な取組

○ 食育教室事業の開催

小中学生を対象とした栄養に関する食育教室を実施します。

食生活改善推進員が保育園児及びその保護者への食育教室を実施します。

【子育て支援課(保育園)】【健康増進課】

○ 地域に根ざした学校給食事業

良質な食材やバランスのよい食事について学ぶ機会を提供し、地場産品による地産地消を進め、安全・安心な学校給食を推進します。

【学校給食課】

○ 保育園における食育の充実

栄養士による食指導等を通じて幼児期からの正しい食習慣の定着を促進します。

【子育て支援課(保育園)】

◆妊婦及び乳児期の保護者向け栄養教育・栄養相談の充実

妊婦や乳児期の保護者に対し、妊娠・出産前後の生活習慣や食習慣を改善するため、講座や各種健診等を通じて栄養指導を充実します。また、妊婦や乳幼児のそれぞれの成長段階ごとに各種の相談会や必要に応じて訪問を行い、栄養相談等を充実します。

具体的な取組

- 妊婦の健康指導
栄養指導・相談・訪問による妊産婦の健康管理や栄養指導を行います。
【健康増進課】
- 乳幼児の健康診査
健康診査での栄養指導・相談を実施します。
【健康増進課】
- 養育支援ヘルパー派遣事業
妊娠中や出産後間もない家庭等へヘルパーを派遣し、育児、家事の援助及び栄養の助言・相談を行います。
【健康増進課】
- ママ・パパ学級の開催
健康で元気な赤ちゃんを産み育てるために、赤ちゃんの誕生を迎えるママ・パパを対象にした学級を開催します。
【健康増進課】
- 離乳食に関する情報提供
離乳食に関する様々な情報を子育て情報サイトに掲載するとともに、離乳食教室を実施します。
【健康増進課】

◆食事バランスガイドの普及・啓発

各家庭で、バランスのよい献立を作っていただくために、食事バランスガイドの普及啓発に努めます。

具体的な取組

- 食事バランスガイド普及啓発事業
食事バランスガイドの配布・各種講座等での啓発、バランスガイドを活用した料理教室を開催します。

【健康増進課】

◆食生活の改善指導と健康講座の充実

健診の結果や日ごろの生活習慣・食生活等をもとに、生活習慣等の問題を見つけ、保健師・栄養士による食生活の改善に向けた個別相談を充実します。

また、病気に関して正しく理解し、食事や運動の大切さを認識するとともに、健康維持・増進を図るための知識と手法を生活に取り入れた健康講座を充実します。

具体的な取組

- 総合健康相談会・栄養個別相談会の実施
心身の健康に関する総合的な相談会において、生活改善や栄養などの指導及び糖尿病・高血圧症・肥満症等の生活習慣病予防の食事について、個別に応じた栄養指導を実施します。

【健康増進課】

- 健診の普及啓発
メタボリックシンドローム予防や健診の必要性について普及啓発を行います。

【健康増進課】

- 栄養出前健康教育の実施
地域や団体等の依頼による栄養講話・実習を実施します。

【健康増進課】

◆料理実習機会の充実

適切な食事のバランスや味覚、安全な食材の選び方など食生活全般について、料理実習を通して学ぶ機会を充実します。

具体的な取組

○ 各種料理教室の開催

地域や団体を対象に、正しい食生活や食育についての講話や調理実習を実施します。

【健康増進課】

2-② 規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践

◆「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

最近の子どもたちは、「よく体を動かし、よく食べ、よく寝る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。このような家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域一丸となった取り組みが重要な課題となっています。

また、生活習慣づくりは、子どもだけでなく大人にとっても大切です。不規則な生活を送っていると、睡眠ホルモンのバランスが崩れ、不眠症やうつ病になるとも言われています。

また、毎日食事を食べることによって、午前中、しっかり活動できる状態を作ることが大切です。そこで、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に展開します。

具体的な取組

○ 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

【子育て支援課（保育園）】【教育総務課（小中学校）】【健康増進課】

◆高齢者に配慮したサービスの提供

近年、過疎化や高齢化が進む中、日常生活を送る上で買い物が不便な方が増えているため、移動手段の確保が必要不可欠となっています。

高齢者が、毎日健康で、食事をおいしく食べられるよう、買い物、配食、見守りなどのサービスを実施します。

具体的な取組

○ 買い物や配食、見守りに関する生活支援事業

高齢者等の買い物や配食、見守りに関する生活支援サービス、コミュニティカフェを利用したサービスをNPO法人等とともに実施します。

【福祉課】

3 食文化及び農文化の継承

本市は、日本一の日照時間や三つの日本名水百選に代表される水資源を有するなど、豊富な自然環境を誇っています。

この豊かな自然を、先人たちは最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化あわせて農文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになり、市の大きな財産となっています。

この地場産物を使用した食事「ごはん」を中心とした日本型食生活の再認識及び普及を図ります。さらに、郷土料理や行事食など、本市ならではの食文化のすばらしさを再認識するとともに、長い歴史の中で、営まれてきた農文化の継承を促進します。

3-① 日本型食生活の再認識と食料の確保

◆日本型食生活の普及

イベントや料理教室等において、「ごはん」や魚料理を中心とした日本型食生活の素晴らしさの普及を図ります。

具体的な取組

○ 郷土料理・行事食の伝承

食生活改善推進員を中心に、食育教室や料理教室等において郷土料理や行事食を伝承します。

【健康増進課】

○ 日本型食生活の再認識

食育教室や料理教室等で日本型食生活の良さを伝えます。

【健康増進課】

○ 手前みそ文化の伝承

みそづくり教室等を実施し、甲州みその文化・家庭の味を守るため、みそづくりの普及啓発を図ります。

【食と農の杜づくり課】

3-② 伝承料理等食文化の伝承

◆郷土料理の掘り起こしと普及

北杜市の各地域に伝わる郷土料理の掘り起こしを行うとともに、行事食（正月、節句等）の継承を推進します。

具体的な取組

○ 郷土料理や行事食による食文化の普及と継承

食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や行事食を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。

また、「親子食育教室」等で子どもとその保護者と一緒に郷土料理をつくる体験活動を行います。

【健康増進課】【食と農の杜づくり課】

○ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入

学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れます。

【学校給食課】

3-③ 食の礼儀作法の習得

◆食に関するマナーの習得

家族団らんの機会の希薄化や家庭で調理に接する機会が減っていることに伴い、家庭の中で教えてもらうことができた「食事をするときの姿勢や習慣」「あいさつ」「主菜・副菜を頂く順序」「配膳や片付け」「箸の持ち方」など、食に関するマナーを習得する機会も減少しています。そのため、家庭はもちろんのこと、保育園、学校などで子どもの頃から食に関する習慣・マナーの習得に向けた取り組みを推進します。

具体的な取組

- 保育園、小中学校における給食の時間での食事マナーの指導
給食の時間を通じて、正しい食事のマナーの指導を行います。
【学校給食課】【子育て支援課（保育園）】
- 料理教室等における食事マナーの指導
料理教室等を通じて、食育講話とともに正しい食事のマナーの指導を行います。
【健康増進課】【食と農の杜づくり課】
- 給食感謝祭の開催
生産者や流通関係者との交流を図り、給食を支えている様々な方々とその苦労を知り、「食」や「農」に対する理解を深めると共に「感動」「感謝」の心を持つ子ども、郷土愛に満ちた子どもの育成を目指します。
【学校給食課】

3-④ 農業体験等を通しての農文化の伝承

◆伝統ある農村文化の伝承

農とのふれあいを求めている市民の期待に応え、ふるさととして愛着のもてる「農あるまち」を目指して、伝統ある農の文化を継承し、農業を通じて地域との交流を促進します。

具体的な取組

○ 小中学校の実習農園における農業体験学習の実施

各小中学校で行われる農業体験学習において、ふるさとの農文化を体験します。

【教育総務課（小中学校）】

4 地産地消の推進

4-① 地産地消・知産知姓の推進

◆地産地消・知産知姓の推進

本市では、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる関係作り」ともいえる地産地消を推進すると同時に、地域を知る「知産知姓」を実現することで、本市の農林畜産業の振興、ひいては地域社会の維持発展を目指しています。

具体的な取組

- 地元の農林畜産物の生産拡大
安全・安心な地元の農林畜産物の生産促進を図ります。
【農政課】
- 地元の農林畜産物の消費拡大
生産者が自分で作った安全・安心な農林畜産物を販売し、消費者との交流を図れる場づくりを支援し、地元の農林畜産物のPRと地産地消を推進します。
【農政課】【食と農の杜づくり課】
- 地元の農林畜産物を使用した新たな加工品の開発促進
地元の農林畜産物を使用した新メニューや商品開発等を支援します。
【観光・商工課】
- 学校給食等への地元の農林畜産物の使用促進
安定供給する体制を整備し、地元の農林畜産物の使用を促進します。
【学校給食課】
- 広報等による旬の食材やレシピの紹介
旬の食材や生活習慣病予防のレシピを紹介します。
【健康増進課】

4-② 地産地消を推進する店舗等の促進

◆地産地消協力店登録制度の推進

北杜市産品の生産振興と消費拡大を目的に、市内で生産される農林畜産物や加工品を積極的に取扱うとともに地球環境にやさしい取り組みを行っている店舗等を「北杜市エコひいき地産地消協力店」として登録する制度の普及拡大を図ります。

具体的な取組

○ エコひいき地産地消協力店の登録促進

消費者の信頼を高め、販路開拓や販売の促進を図るとともに、地場農林畜産物の生産振興のため、登録の促進を図ります。

【食と農の杜づくり課】

○ エコひいき地産地消協力店の広告宣伝

ホームページやイベント等においてエコひいき地産地消協力店のPRを行うとともに、協力店間のマッチングを推進します。

【食と農の杜づくり課】

○ 地産地消コーナーの設置

地場農林畜産物の販売促進を図るため、大型スーパー等に地産地消コーナー（陳列棚）を設置します。

【食と農の杜づくり課】

4—③ 意欲ある担い手の確保・育成

◆未来を支える多様な担い手づくり

本市農業は、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に伴い、耕作放棄地の増加、農業生産活動の低下等、多くの問題を抱えています。

一方、農家の経営形態は家族経営が主体ですが、農業生産法人が増加するとともに、さらに企業の農業参入等、経営の多様化が進んでいます。

こうした中で、本市農業が将来にわたって維持・発展していくには、多様な担い手を確保・育成していくことが必要です。

また、水稻や野菜栽培を支える中核的な担い手として、効率的かつ安定的な農業経営が実現できる経営体を育成することが極めて重要であり、加えて家族経営を担っている女性や高齢者の活動を促進することも必要となっています。

このため、農業に関心を持つ若者から団塊の世代まで幅広く人材を確保するとともに、本市農業の中核を担う経営体（認定農業者や農業生産法人等）の育成や企業の農業参入の促進、農村女性の経営参画の推進等、未来を支える多様な担い手づくりを進めます。

具体的な取組

○ 新規就農者の確保・育成

若年層を対象に農業や農村への理解を深めるとともに、農家の子弟に加え、IターンやUターン、農外からの意欲ある新規就農者、さらには団塊の世代や定年退職者も含めた幅広い人材を対象とした就農支援対策を強化します。

【農政課】

○ 企業的経営の推進

経営の法人化や規模拡大、多角化を目指す経営能力に優れた大規模農業経営体の育成、経営能力や資金、人材等を備える企業の農業参入を促進します。

【農政課】

○ 地域を支える営農活動の促進

農村女性による起業化や高齢農業者の活動の促進、集落営農組織の育成等を推進します。

【農政課】

4-④ 特産品の産地化の推進

◆魅力ある特産品の産地化と新たな販売ルートづくり

「梨北米」としてブランドが確立した当地域の基幹作物の水稲については、消費者が求めるおいしい米づくりをさらに推進し、売れる米づくりを目指していきます。

また、環境に配慮した農産物の生産振興と流通を促進するための取り組みを進めます。

さらに、地産地消を推進するために、生産者、消費者の双方にとって身近な直売活動の支援や、地場農林畜産物の消費拡大に取り組むなど、郷土の食を絆とした、消費者、生産者、食品産業の事業者等とネットワークづくりを総合的に推進します。

具体的な取組

○ アグリビジネスの推進

農業の競争力を高めるため、特徴を活かしたアグリビジネスモデルの確立を進めるとともに、農業者自らがインターネットを活用した直接販売や宅配、観光農園等の産直、さらに量販店等との契約取引等、生産者と消費者を直結する多様な販売ルートの開拓等を推進します。

【農政課】

○ 地域の伝統野菜等や特産野菜等の生産や販売ルートの拡大促進

地域の伝統野菜や特産野菜等について、直売所や農業団体と量販店や旅館、レストラン等のマッチングを支援し、地産地消を推進します。

【農政課・観光・商工課】【食と農の杜づくり課】

4—⑤ 生産者と消費者との交流促進

◆生産者と消費者の農作業体験・交流

消費者と生産者の交流は、消費者には安心、生産者には生産意欲を与えます。食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っています。「食」は豊かな自然環境があってこそと言えます。また、生産者がいなければ、消費者の手に食材は届きません。

そこで、食べ物のありがたさ、生産者への感謝の気持ちを知り、豊かな自然の大切さを実感することが重要です。そのため、子どもの頃から食物に触れ、作ることの大変さを理解する体験学習の場の充実を図ります。

具体的な取組

○ 地域における農作業体験の推進

教育ファーム等の事業を通じて、小学生や親子を対象に、種まきから収穫、調理までの体験実習を実施します。

【食と農の杜づくり課】

○ 学校等における農作業体験の推進

教育ファーム等の事業を通じて、生産者などを指導者として、学校等における農作業体験活動を実施します。また、学校などの受け手側の要望と、講師となる生産者等の派遣の調整を行うシステムを構築します。

【食と農の杜づくり課】【教育総務課（小中学校）】

○ 農山村ツーリズムの推進

農家民泊などの受け入れ農家を育成し、農山村ツーリズム受け入れ体制の整備を推進します。

【農政課】

○ 共同農園の設置

家庭菜園をしたくても農地を持たない世帯に、集落や生産者等の協力をもらい共同農園を設置し、体験の場を提供します。

【農政課】

5 循環型社会形成の推進

5-① 豊かな自然環境を創造する活動の推進

◆環境保全型の農業の推進

農業の生産性は、機械化、生産基盤の整備、品種改良等が推し進められたほか、化学肥料や農薬の施用等により、大幅な向上が図られてきました。一方、耕畜連携の後退や労働力不足等に伴い、堆肥等の有機質肥料から施肥労働負担が少なくて済む化学肥料への依存度が高まるなか、過度の効率追求や不適切な資材利用・管理により、農業生産活動が環境への負荷を与える場合もあります。

このため、農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、環境保全型農業の取り組みを推進します。

具体的な取組

- 環境保全型農業支援事業の実施
地域温暖化防止や生産多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。
【農政課】
- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の推進
有機堆肥施用の推進を通じて、地産地消及び食の安全・安心に順応した減農薬農産物の生産を図ります。
【農政課】
- エコファーマーの認定取得の支援
山梨県が認証する環境にやさしい農業を行う農業者の認証取得を支援します。
【農政課】
- 有機農業・自然農法の推進
安全・安心な農作物の産地育成を図るため有機農業・自然農法を推進します。
【農政課】
- ポジティブリスト制度^{※1}の啓発活動
ポジティブリスト制度への理解を高めるため、啓発活動の強化を図ります。
【農政課】

※1 ポジティブリスト制度 … 基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

5—② 環境教育の推進

◆環境教育と普及啓発の推進

環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身に付けることにより、行動に結びつく人材育成に取り組めます。

具体的な取組

- 環境教育の開催
家庭や地域、学校、職場などで、地域の環境資源を活用した環境教育の担い手（指導者）として活躍できる人材育成を目指した「環境教育リーダー養成講座」を開催します。
【環境課】
- 幼児期からの食と環境を関連付けた環境教育の実施
保育園との協働による環境教育・学習を行います。
【環境課】
- ごみ減量に向けた啓発
講習会やイベント等を通じて、リデュース（ごみ発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を広げる啓発を行います。
【環境課】
- ごみ減量や資源化に向けた取り組みの充実
ごみの分別収集方法や収集体制の整備、ごみの資源化などを進めることにより、ごみの減量を推進します。
【環境課】
- 食品廃棄物の減量化の促進
食べ残しをしないよう啓発をするとともに、食品廃棄物の減量に取り組めます。
【環境課】

5-③ 環境にやさしいエコライフの実践

◆地域循環型社会の推進

地域ゼロエミッションを実現するための施策について検討します。

地域循環型の実現に寄与するために食品残渣の堆肥化によるリサイクル、廃食油・ひまわり油の活用などを検討します。

具体的な取組

- マイ・バック&マイ・ハシ & マイ・ボトル持参運動の推進
各種講座やイベント等を通じての買い物袋・箸の携帯、利用の普及啓発を図ります。
【環境課】
- エコクッキングの普及啓発
毎日の「買い物」「料理」「食事」「片づけ」といった一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を推進するため、エコクッキング講座の開催及び広報紙・ホームページ等における、残りものの野菜などを利用したメニューの紹介など、食材を大切に作るエコ料理の普及啓発を図ります。
【環境課】
- 地域循環型社会の推進
食品残渣の堆肥化、飼料化によるリサイクル、廃食油・ひまわり油の活用等を検討します。
【環境課】
- 店頭等におけるリサイクルボックスの設置・回収
事業者（スーパー等）による食品トレーやペットボトル、牛乳パックなどの回収を促進します。
【環境課】
- 飲食店・販売店における食べ残しの出ない工夫
食品残渣を少なくするため、バラ売りや少量パックでの販売促進を奨励します。
【環境課】

6 安全で安心な食生活の推進

6-① 食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実

◆食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

「食」の安全性が損なわれると、健康に重大な影響や被害を及ぼす可能性があります。特に近年では、BSE、残留農薬、食品表示の偽装など食品の安全や信頼を揺るがす事件や事故の発生により、食品への不安を感じている消費者が増加しています。

子どもの頃から食品の安全性をはじめとする「食」に関する知識と理解を深め、より良い選択ができる力を身につける必要があります。

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集やあらゆる広報媒体の有効活用などによる効果的な情報の発信に努めます。

具体的な取組

○ 食の安全に関する知識の普及

正確な知識に基づいて食品を選択できるよう、食の安全に関する知識の啓発や情報提供を行います。

【健康増進課】

○ 給食における食物アレルギーへの対応

食物アレルギーの有無を確認し、原材料配合表やアレルギー食品に関する資料を掲示するなど、食物アレルギーを持つ子どもに対する対応の充実を図ります。

【子育て支援課（保育園）】【学校給食課】

7 食育推進活動の充実

7-① 関係分野の連携を促進

◆各種団体における相互の連携

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐に渡ることから、地域の特性を活かし地域に密着した食育を推進するために、様々な分野における団体の相互の連携が必要不可欠となります。

食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。

具体的な取組

○ 推進協議会の設置

食育・地産地消推進協議会を設置し、関係団体相互の連絡調整や相互補完を行います。

【食と農の杜づくり課】

第5章 食と農の杜づくり推進計画の推進体制及び進捗管理

1 計画の推進体制

市、市民、教育関係者、生産者及び事業者のそれぞれが、食と農の杜づくりの主体であることを自覚して、相互理解と協力のもと、協働により推進していく体制を整備します。

(1) 食と農の杜づくり推進計画の推進体制

食と農の杜づくりの推進については、直接関与する市、市民、教育関係者、生産者及び事業者で構成する「北杜市食育・地産地消推進協議会」に意見を聞き、効果的な取り組みを行うための調整等を行います。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくために、計画の進捗状況を常にチェックし、取り組み内容を修正するなど、柔軟な進行管理を行います。

「北杜市食育・地産地消推進協議会」において、進捗状況の評価を行い、その意見を取り組みに反映します。

(2) 計画の見直し等

時代の変遷、社会の変化等により、この推進計画の見直しが必要となったときは、必要な措置を講ずるものとします。

3 計画の推進目標

本計画においては、国の基本計画で設定した目標事項に対して、本市の目標値を設定し、その達成に向けての取り組みを推進します。また、計画の最終年度において達成度を評価し、次期計画の目標値に反映します。

目 標	現 状 値	市 の 目 標 値 (平成31年度末)	確 認 方 法
食育に関心を持っている市民の割合	国：74.6% ※市：95.9% (H25 親子食育教室調査)	97%以上	・H31 食と農に関するアンケート ・親子食育教室調査
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	国：週平均 9.3 回 (朝＋夕)	週 10 回以上	・H31 食と農に関するアンケート
朝食を欠食する市民の割合	子ども 国：1.5% ※市：0.23% (H25 親子食育教室調査) (H25 山梨県新体力テスト健康実態調査) 20歳代・30歳代男性 国：27.2%	子ども 0% 20歳代・30歳代男性 15%以下	・親子食育教室調査 ・山梨県新体力テスト健康実態調査
学校給食における地場産物を使用する割合	国：25.1% ※市：41.9% (H25 年度実績)	45%以上	・学校給食課データより
栄養バランス等に配慮した食生活を送っている市民の割合	国：56.7%	80%以上	・H31 食と農に関するアンケート
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	国：40.7%	60%以上	・健康増進課データより
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	国：74.2%	80%以上	・H31 食と農に関するアンケート
食育の推進に関わるボランティアの数	国：34.6 万人 ※市：457 人 (H26 食生活改善推進員数)	500 人以上	・健康増進課データより
農林漁業体験を経験した市民の割合	国：27%	50%以上	・H31 食と農に関するアンケート
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	国：64.1%	90%以上	・H31 食と農に関するアンケート

※国の現状値については、平成 26 年 3 月 内閣府発表数値による。

1 食育基本法

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況

についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事

についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促

進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 北杜市食と農の杜づくり条例

附則

北杜市は、日本を代表する山々に抱かれ、また、日本一の日照時間や三つの日本名水百選に代表される水資源を有するなど、豊富な自然環境を誇っています。

先人たちは、豊かな自然の恵みを最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになり、市の大きな財産になっています。

しかしながら、近年においては社会経済情勢の変化、価値観の多様化等を背景に、米と多様な副食からなる日本型食生活を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへ変化しています。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加などの問題が引き起こされています。

また、食生活を支える農業においては、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題に直面しています。さらに、食品の安全性が脅かされる事態も相次いで生じています。

こうした「食」と「農」を取り巻く環境の変化の中で、市民一人ひとりが生涯にわたって健康に暮らすためには、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、その「食」を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する必要性が高まっています。

こうしたことから、安全で安心な農産物が一層求められる農業においては、環境の保全に配慮し、「食」と「農」に関わる全ての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要があります。

ここに、食と農の杜づくりの基本理念と市及び市民等の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、豊かな水と緑と太陽に恵まれた北杜市で誰もが健康に暮らしていける“杜づくり”を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の食と農の杜づくりについての基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにするとともに、食と農の杜づくり推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりが生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する、豊かで住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食べること及び食料、食生活、食文化その他の食べることに関連する事項をいう。
- (2) 農 農業及び農業を営む者並びに農地、農村、農文化その他の農業に関連する

事項をいう。

- (3) 食と農の杜づくり 北杜市における基幹産業は農業であることを忘れずに、先人が遺した自然や文化を継承しながら心豊かな生活を送ることに価値を見いだすまちづくりをいう。
- (4) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (5) 地産地消 地元で生産された農林畜産物及びそれを原料とする食品を地元で消費することをいう。
- (6) 身土不二(しんどふじ) 人は、生まれ育った環境と密接な関係にあり、その環境から採れた物を食べることが最も体に良いという考え方をいう。
- (7) 知産知姓(ちさんちしょう) 地元で生産された農林畜産物を知り、それらを生産するお百姓さん(この条例において「農業者」という。)を知ることをいう。
- (8) おはよう!!朝ごはん宣言 健康な暮らしの第一歩である朝ごはんを市民が毎日欠かさず食べ、満ちあふれた自然の恵みから学び、そこから育まれる食に関心を持ち、生涯にわたり市民が健康で暮らすことで、家族及び市民相互の絆を保ち続ける市の取組をいう。
- (9) 教育関係者等 教育、保育、医療及び保健等に関する関係者並びに関係団体をいう。
- (10) 生産者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (11) 事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食と農の杜づくりは、次に掲げる食と農の杜づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進されるものとする。

- (1) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること並びに食及び農に関わる様々な人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるような体験活動等を通して、豊かな人間形成に資する取組であること。
- (2) 市民一人ひとりが、食についての意識を高めるとともに、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康

健康の増進を図る取組であること。

- (3) 日本の伝統的な食文化及び農文化を次世代に受け継いでいく取組であること。
- (4) 生産者及び消費者との交流が図られることにより、地産地消への理解が深められ、地域の活性化に資する取組であること。
- (5) 市民一人ひとりが生産から消費に至る過程における環境への負荷について知識を深め、環境に配慮した生活を営むことにより、自然環境の保全及び循環型社会の実現に資する取組であること。
- (6) 市民一人ひとりが食品の安全性をはじめとする食に関する知識及び食を選択する力を習得するため、市と国、県及び関係機関との積極的な情報交換又は意見交換に資する取組であること。
- (7) 食及び農の学習並びに体験活動を通して、地域内外の交流を図るとともに、専門的知識を備えた人材を活用した食育活動の充実に資する取組であること。

第2章 食と農の杜づくり推進のための責務と役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、食と農の杜づくりに関する基本的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

- 2 市は、食と農の杜づくりの推進に当たっては、地域の特性をいかすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な取組に努めるものとする。
- 3 市は、食と農の杜づくりに関する市民、教育関係者等、生産者等及び事業者等（以下「食育関係者」という。）の自発的な取組を支援するものとする。
- 4 市は、食育関係者との協働により、食と農の杜づくりを推進するものとする。
- 5 市は、食と農の杜づくりに関する啓発活動及び情報の提供を行い、食育関係者の理解を得るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、食及び農に関する知識並びに適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するとともに、健全な食生活の実現に努めるものとする。
- 3 市民は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう必要な指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第6条 教育関係者等は、基本理念に基づき、積極的に食育を推進するよう努めるものとする。

- 2 教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識をいかし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(生産者等の役割)

第7条 生産者等は、基本理念に基づき、農業に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恩恵及び農業の重要性について市民の関

心及び理解を深めるとともに、教育関係者等と相互に連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

2 生産者等は、食料の安全を確保し、消費者が安心して消費できる食料の生産及び供給に努めるものとする。

3 生産者等は、環境に配慮して農林畜産物を生産するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第8条 事業者等は、基本理念に基づき、市が実施する施策に協力するとともに、その活動が地域社会への貢献及び発展につながるよう努めるものとする。

2 事業者等は、市民に対し、食に関する幅広い情報提供を行うとともに、安全性の高い食品の提供に努めるものとする。

3 事業者等は、市内で生産された農林畜産物を積極的に使用するよう努めるものとする。

4 事業者等は、環境に配慮して事業を行うよう努めるものとする。

第3章 食と農の杜づくり推進のための計画

(推進計画の策定)

第9条 市長は、基本理念に基づき、食と農の杜づくりに関する施策を推進するための計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食と農の杜づくりの推進に関する基本方針

(2) 食と農の杜づくりの推進に関する目標

(3) 食と農の杜づくりの推進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食と農の杜づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第4章 食と農の杜づくり推進のための基本的施策

(豊かな人間形成の推進)

第10条 市は、豊かな人間形成を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 身土不二を重んじた体験活動を通じて、市民の食に関する学び及び感謝の気持ちの醸成につながる取組を行うこと。

(2) 農業体験等を通じた知産知姓により、市民の食及び農に関する関心を高め、理解を促進すること。

(3) 家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図るための機会を市民に提供すること。

(4) 保育園、小学校、中学校及び高等学校(以下「学校等」という。)における食育に関する指導体制の整備を図ること。

(5) おはよう!!朝ごはん宣言の普及啓発に努めること。

(健康の増進)

第11条 市は、市民の健康増進を図るため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民が、食の学習及び体験に参画できるようにし、その活動を支援すること。
- (2) 市民が望ましい生活習慣を形成することができるよう、身土不二に基づいた食と健康に関する情報及び学習機会を提供すること。
- (3) 市民への栄養指導、生活習慣病を予防するための食生活の指導その他の健康管理に関する指導、教育等の充実を図ること。

(食文化及び農文化の継承)

第12条 市は、地域の食文化及び農文化の継承を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 伝統的な行事及び作法が結びついた食文化の啓発及び普及を推進すること。
- (2) 地域で育んできた伝統ある豊かな食文化を次世代に伝えていくために、学校給食における郷土食及び行事食の提供を促進すること。
- (3) 農業体験等を通して農文化を継承すること。

(地産地消の推進)

第13条 市は、地産地消を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民が実施する生産者と消費者の農作業体験及び交流等の活動を支援すること。
- (2) 市内で生産された農林畜産物の利用、活動の核となる人材の育成及び多様な主体との連携を推進すること。
- (3) 学校等その他の市の施設において、給食その他の食の提供を行うときは、市内で生産された農林畜産物を優先的に使用すること。
- (4) おもてなしの心を大切に、市内で生産された農林畜産物を市の観光資源として活用し、その価値を高め発展させること。

(循環型社会の実現の推進)

第14条 市は、循環型社会の実現が図られるよう、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 学校等及び地域において、食及び農に関する環境教育に取り組むこと。
- (2) 環境に配慮した行動のための啓発を行うこと。
- (3) 有機資源の再利用による資源循環の促進を図ること。
- (4) 環境に配慮した農業の推進による自然環境及び農地の保全に取り組むこと。

(安全で安心な食生活の推進)

第15条 市は、安全で安心な食生活を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 生産者等及び事業者等に対し、食品の安全に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。
- (2) 安全な食料の生産を担う人材の育成が図られるようにするための支援を行うこと。
- (3) 食品に関する知識及び理解を深めるため、市民及び消費者団体への情報提供及び支援を行うこと。

- (4) 食料生産地としての信頼を確保するため、放射性物質による汚染や遺伝子組換え作物等に関する情報提供を行うこと。

(食育推進活動の充実)

第16条 市は、食育の推進に関する活動について、食育関係者との連携により、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 食育関係者が、日常的に食及び農に関する知識の習得並びに意見交換を行える機会を提供すること。

- (2) 食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及びその活用を図ること。

- (3) 食育推進活動に携わるボランティアとの連携を図りながら、その活動の充実が図られるよう支援を行うこと。

- (4) 市内で生産された農林畜産物を活用し、市内外の地域間交流を促進すること。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 北杜市食育・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 北杜市の総合的な食育及び地産地消の推進並びに拡大を図るため、北杜市食育・地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項についての協議を行う。

- (1) 食育及び地産地消推進のための計画策定に関すること。
- (2) 食育及び地産地消に関する情報の収集並びに市民への周知に関すること。
- (3) 関係機関、関係団体等との連携に関すること。
- (4) 食育及び地産地消の推進と評価に関すること。
- (5) その他、食育及び地産地消の推進のため必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、35人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 農業関係者
- (2) 農産物の加工、流通及び販売関係者
- (3) 食生活改善団体を代表する者
- (4) 消費者団体を代表する者
- (5) 教育関係者及び保護者
- (6) 医療関係者及び福祉関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 地域団体を代表する者
- (9) 行政関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認める場合、議事に関係のある者の出席を求め、

その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業観光部食と農の杜づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

北杜市食と農の杜づくり推進計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

発行日：平成 27 年 2 月

発行者：北杜市産業観光部

〒 408-0188 北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

URL <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>